3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」(以下「申請書」という。)は、令和５年３月３日から近畿地方整備局総務部契約課において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

なお、令和５年３月３日から令和５年３月13日まで（休日を除く。)においては、電子入札システムにおいても交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に大戸川ダム環境調査その２業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参若しくは郵送（必着。書留郵便に限る。）する又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後、必ず送信した旨を電話にて下記に連絡すること。電話連絡がない場合は、申請を受理しない。また、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は次のとおりとする。

〈持参・郵送の場合〉

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141

〈電子メールの場合〉

（電子メール送信先）

kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp

（電子メールの件名）

設計共同体申請書（大戸川ダム環境調査その２業務）

（電子メール送信後の連絡先）

近畿地方整備局総務部契約課調査係

電話06―6942―1141

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。)６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。)における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）令和４年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、大戸川ダム環境調査その２業務設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、大戸川ダム環境調査その２業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、大戸川ダム環境調査その２業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに４⑴２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

設計共同体の名称は、「大戸川ダム環境調査その２業務△△・××設計共同体」とする。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年３月３日

法務省大臣官房会計課長　民野　健治

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第 112 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　次世代法務省統合情報基盤の整備・移行等に係る工程管理等支援業務の請負　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和５年３月27日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。)

⑵　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達第二係　佐藤　励仁　電話03―3580―4128

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和５年３月３日から令和５年３月24日まで

⑵　交付場所　上記２⑵の場所及び電子調達システムにて交付する。

4　仕様書案の説明会　実施しない。

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Project Management support services of development and migration of the Next Generation Infrastructure System of Basic And Secure Environment, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　27 March, 2023

⑷　Contact point for the notice : SATO Reiji, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1　Kasumigaseki　Chiyoda-ku,　Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年３月３日

沖縄地区税関総務部長　宮城　吉和

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　47

1　調達内容

⑴　品目分類番号　25

⑵　借入物品及び数量

埠頭監視カメラシステム　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和５年３月24日17時15分（郵便等の場合は必着のこと。)

⑵　提出先　〒900―0025 沖縄県那覇市壺川３－２－６　沖縄地区税関総務部会計課用度係　慶田元　厚　電話098―996―5525

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和５年３月３日から令和５年３月24日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 25

⑵　Nature and quantity of the products to be leased : Wharf Surveillance-Camera System, 1 set.

⑶　Time-limit for submission of comments : 17 : 15　24 March 2023

⑷　Contact point for the notice : KEDAMOTO Atsushi, Procurement Section, Accounting Division, Okinawa Regional Customs, 3―2―6 Tsubogawa Nahacity Okinawa 900―0025 Japan. TEL 098―996―5525.